



# FX税制 確定申告のツボはココだ！！

taf

tanaka accounting financial mall

税理士・CFP® 田中 卓也

2012年3月期申告用

taf

# 税制概要の中でのFX取引

---

## ■ 所得は区分されている

- ▶ サラリーマンは給与所得、不動産オーナーは不動産所得・・・などなど 10種類



- ▶ FX取引による所得は**雑所得**  
(為替差益・スワップポイントとも)
- ▶ **相対取引(店頭取引と非取引所取引)**と
- ▶ **取引所取引(くりっく365)**とがある

# 店頭取引と取引所取引

## ■ 相対取引は総合課税

他の所得と合算されて、税率がかかる

## ■ 税率の特徴 超過累進税率と一律10%の合算

【税率の速算表(所得税・住民税含む)】

課税所得金額	税率(国税+地方税)
195万円以下	15%
195万円超 330万円以下	20%
330万円超 695万円以下	30%
695万円超 900万円以下	33%
900万円超 1800万円以下	43%
1,800万円超	50%

※平成23年分の申告の場合。  
課税所得金額は給与所得などと合算後、  
扶養控除などの所得控除を引いた金額。  
課税は所得税と住民税をプラスした概算。

# 超過累進税率とは??

## ■ 超過累進税率とは

所得が高ければ、高いほど、**高くなった部分だけ**、**高い税率がかかる**

①課税所得金額	②税率	③控除額
195万円以下の場合	5%	-
195万円超 330万円以下の場合	10%	97,500円
330万円超 695万円以下の場合	20%	427,500円
695万円超 900万円以下の場合	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下の場合	33%	1,536,000円
1,800万円超の場合	40%	2,796,000円

税額=①×②-③  
(課税所得金額の1000円未満の端数は切り捨て)

▶ **上記に住民税の所得割は10%をプラス**

# 収入とは？収入の計上基準とは

---

- 売買で得た為替差益とスワップポイントと言われる金利収入がFXの収入
  - ▶ 1/1～12/31までの年ベースでの収入
  - ▶ 為替差益については取引日ベース
  - ▶ スワップポイントについては年末時点での未決済金利が含まれる

# 必要経費とは？算入するときの注意点？

## ■ 必要経費とは収入を得るために必要な経費

新聞・図書費  
専門紙・書籍・雑誌の代金

セミナー受講料  
それに伴う交通費も

通信費  
電話・プロバイダ料金

パソコン購入費  
減価償却費として計上

事務用品費  
筆記用具など

会議費  
取引会社との打合せ費用

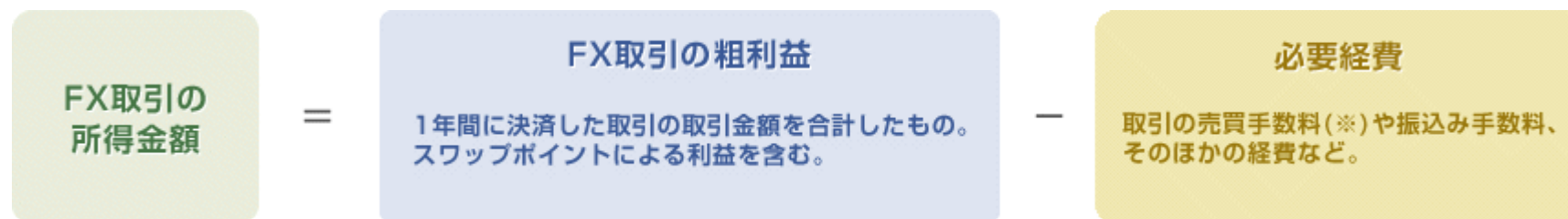
※必要経費を計上する際、基本的には領収書などの証明書類が必要となります。

▶ ポイントは家事関連費分は差し引くという考え方

例えば・・・自宅兼事務所の家賃・電話代・プロバイダ  
料金など→家事経費否認額の証拠を残す

# FXの所得をもとめてみよう

## ■ 所得のもともめ方はこうなる！！



※上田ハーローFXでは売買手数料は無料(0円)です。

▶ **必要経費の積上げ**については自助努力が！！

# 誰でも確定申告って必要なの

---

---

- まずは所得をもとめてみよう！！
- 給与所得者の人の場合

給与所得・退職所得以外の金額が20万円以下であれば申告不用  
(所得の区分にあてはめて考える)



- 税法上「副業」という所得の区分はありません

# 他の金融商品の所得区分は??

商品名	所得区分	課税方法と税率	申告の要・不要
株の譲渡益 (売却益)	譲渡所得	申告分離課税10% ※1	必要 ※2
株の配当金	配当所得	源泉徴収10% ※1	原則不要 ※3
株式投信 (分配金)	配当所得	源泉徴収10% ※1	原則不要 ※3
株式投信 (解約・償還)	譲渡所得 ※4	申告分離課税10% ※1	必要 ※2
株式投信 (買取請求)	譲渡所得	申告分離課税10% ※1	必要 ※2
公社債投信 (解約・償還)	利子所得	源泉分離課税20%	不要
取引所 為替証拠金取引・商品先物取引 ・オプション取引	雑所得	申告分離課税20%	必要
外国為替証拠金取引・CFD (店頭取引)	雑所得	総合課税累進税率 ※5	必要

※1平成25年12月末まで。

※2源泉徴収ありの特定口座にすれば、原則不要。

※3総合課税(配当控除あり)または申告分離課税10%を選択することが可能で、この場合はいずれも確定申告が必要となる。平成21年以降、申告分離課税を選択することで、株式等の譲渡損失(繰越分を含む)との通算ができる。なお、平成22年より、源泉徴収ありの特定口座に受け入れ可能となり、確定申告せずに同口座内で譲渡損失との通算ができる。

※4平成21年以降は、株式等の譲渡所得として取り扱われるため課税方法等もこれに準じる。

※5税率は所得金額によって変わる。

# 給与所得者の宥恕規定の落とし穴！

---

---

- 年収2000万円超の高額所得者はNG  
年末調整の対象者からもはずれる
- イイとこどりはできないので注意が必要  
……医療費控除は申告したいが  
FX取引は目をつぶりたいなどはNG

# 給与所得者でない人の場合

---

## ■ 給与所得者でない場合

年間の所得が38万円以下なら申告不要

所得税の基礎控除は38万円  
(基礎控除は誰でも取れる)

自営業者や不動産所得がある人など、毎年毎年  
確定申告を提出している人は申告義務がある

➤ 給与所得者でないので、宥恕規定は使えない

# 申告をしなくてもいいケース 応用編

---

---

## ■ 雑所得内なら「通算」ができる

### ➤ FXで損失が発生したら？

公的年金、作家以外の人がかかる原稿料  
アフィリエイトの報酬などとは差し引きができる

### ▶ 通算ができないもの

FXの損失と給与所得・不動産所得・事業所得・  
株の譲渡や配当による所得など



### ➤ 「内部通算」後の所得額が基準に

# その他の金融商品課税

---

## ■ 主な金融商品の課税の仕組み

- 外貨預金の為替差損益 雑所得
- FX(相対取引) 雑所得(総合課税)
- FX(取引所取引) 雑所得(申告分離課税)
- ▶ 上場株 譲渡所得 (収益分配金は配当所得)
- ▶ ETF・J-REIT 譲渡所得 (収益分配金は配当所得)
- ▶ 公募株式投資信託 譲渡所得  
(償還・解約益は配当所得)

# 金融商品課税と通算の可否

## ■ 金融商品課税と損益通算一覧(抜粋)

【給与所得者がFX取引を行っている場合の確定申告要・不要のフローチャート】

		利益						
		外貨預金の 差益	eフロント 償還益	FX (店頭取引)	ETF	J-REIT	公募株式投信	上場株
損失	外貨預金の差損	○	○	○	×	×	×	×
	FX(店頭取引)	○	○	○	×	×	×	×
	ETF	×	×	×	○	○	○	○
	J-REIT	×	×	×	○	○	○	○
	公募株式投信	×	×	×	○	○	○	○
	上場株	×	×	×	○	○	○	○

### ➤ 「内部通算」と「損益通算」の違い

(売却・決済などをした場合です・・・上場株の配当は除く)

# 内部通算と損益通算

---

---

## ■ 雑所得内の通算の結果・・・

(取引所取引だと先物取引の利益と通算の結果・・・)



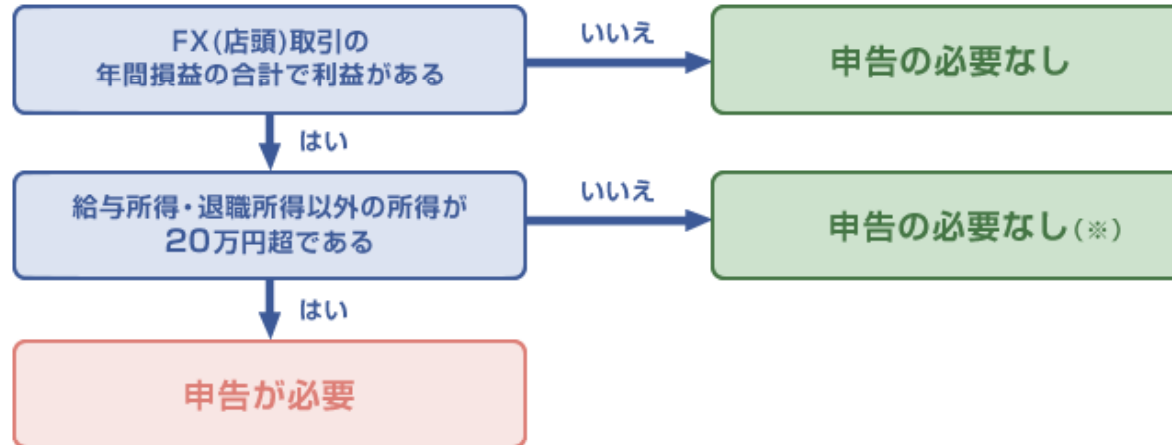
給与所得者の場合、20万円以下

ほかに所得がなければ、38万円以下なら

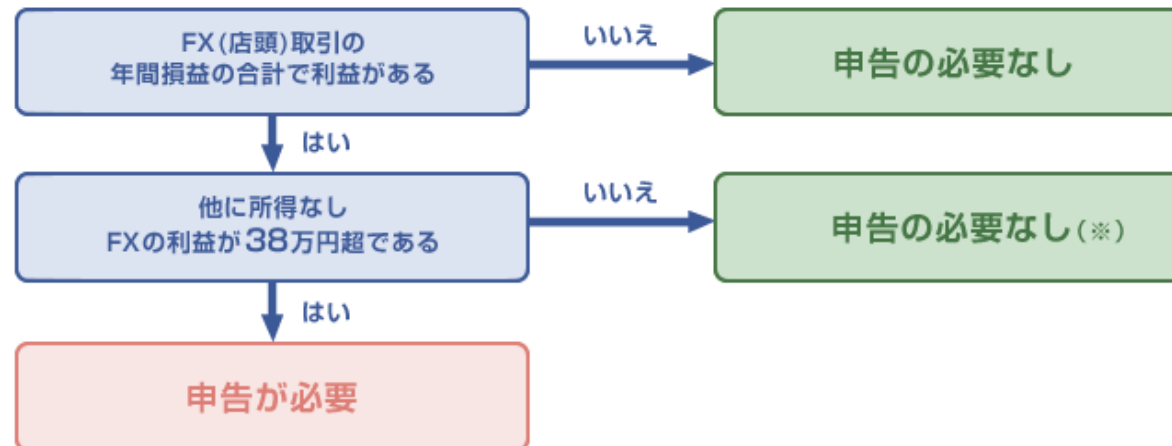
- 申告する必要はありません
- 内部通算・・・同じ所得内の通算
- 損益通算・・・違う所得との通算

# 申告をしなくてもいいケース 図解

【給与所得者がFX取引を行っている場合の確定申告要・不要のフローチャート】



【給与所得者以外がFX取引を行っている場合の確定申告要・不要のフローチャート】



# 必要経費以外の確定申告のツボ

---

## ■ 確定申告すると必ず税金がかかる??

▶ 基礎控除以外にも所得控除がたくさん

✓ 個別の事情を考慮してくれる所得控除は14種類

□ 医療費控除、雑損控除、寄附金控除

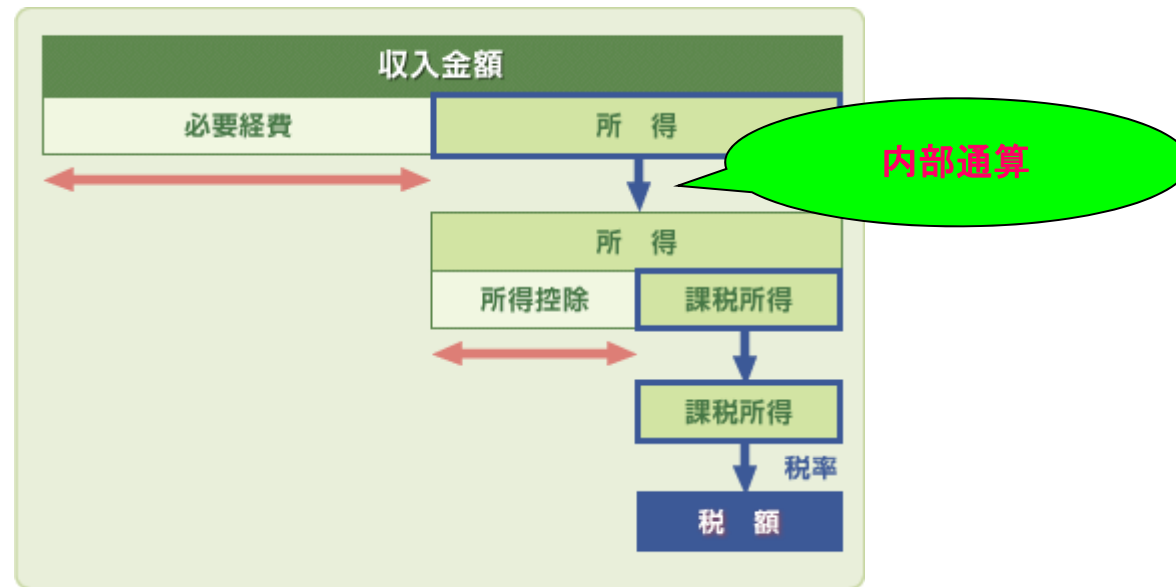
確定申告でないと取り扱うことができないもの

□ 社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、  
生命保険料控除、地震保険料控除など

年末調整対象者は処理が完了済み

# 確定申告すると税金がでるのか??

- 確定申告さえすれば税金が0になるケースも多い
  - おさえとおきたい課税の仕組み



- 所得が出ても所得控除で引ききれれば??

# 実践！確定申告～まずは前提をチェック

- 給与所得者がFX取引をしていた場合
  - 前提条件に「漏れ」はないか??

平成23年分 給与所得の源泉徴収票															
支払を受ける者	住所又は居所	103-0022 東京都中央区日本橋室町										氏名	(受給者番号) 101 (フリガナ) ウエダ 晴夫 (役職名)		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額										
給料・賞与	7,000,000	5,100,000	1,462,200		299,900										
控除対象配偶者の有無	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額								
有無	円	特定 老人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	円	円	円	円								
* (摘要) 国民年金等0円 妻 雪子 子 太郎(年少)				配偶者の合計所得	円	個人年金保険料の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円						
扶養親族1人	未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者	その他	寡婦	特別	寡夫	勤労学生	中途就・退職	受給者生年月日	明大昭平年 月 日	
1												就職退職	* 39 10 01		
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都千代田区神田須田町										氏名又は名称	上田産業株式会社		

上田晴夫さん 年齢/46歳 職業/会社員			
源泉徴収票	給与収入	7,000,000円	
	給与所得	5,100,000円	
	源泉徴収税額	298,200円	
源泉徴収票	物的控除	社会保険料等	649,200円
		生命保険料控除	50,000円
		地震保険料控除	3,000円
源泉徴収票	人的控除	妻/雪子 配偶者控除	380,000円
		40歳/無職 配偶者特別控除	0円
		長男/太郎	0円
	14歳・中学生		
FX	収入金額	720,000円	
	必要経費	403,200円	

上田晴夫さんの家族構成は専業主婦の妻と、中学生の長男。給与収入は700万円で、FX取引での収入は72万円、必要経費40万3200円でした。

# ますます便利になった確定申告

## ■ 国税庁の確定申告作成コーナーがオススメです

**税務署への提出方法の選択**

税務署へ申告書を提出する際の、提出方法を選択してください。

**注意:** 贈与税の申告は、電子申告 (e-Tax) に対応していません。  
贈与税の申告書を作成される方は、「書面での提出を選ぶ」を選択してください。

**e-Tax**

→ 電子申告 (e-Tax) を選ぶ

- ・最高 5,000 円の税額控除
- ・電子証明書が必要
- ・運付金がスピーディー
- ・ICカードリーダー/ライターが必要
- ・添付書類の提出省略

**書面提出**

→ 書面での提出を選ぶ

**作成申告書等の選択・作成開始**

作成する申告書等のボタンをクリックしてください。  
なお、入力をやめる場合は、「トップページへ戻る」ボタンをクリックしてください。

※ 不動産所得 や 事業所得 がある方は、最初に「青色申告決算書・収支内訳書」を作成してください。

**青色申告決算書 収支内訳書** 作成コーナー → 青色申告決算書・収支内訳書を作成

**所得税の確定申告書** 作成コーナー → 所得税の確定申告書を作成

**消費税及び地方消費税の確定申告書** 作成コーナー → 消費税及び地方消費税の確定申告書を作成

**贈与税の申告書** 作成コーナー → 贈与税の申告書を作成

※ 「贈与税の申告書」を作成する場合は、「提出方法の選択」画面で選択された提出方法にかかわらず、**書面提出用**の申告書作成画面が表示されます。

# 確定申告書の記入はまず二表から

## 二表から一表へ

平成23年分の所得税の確定申告書A

住所: 東京都中央区日本橋室町  
氏名: 上田 晴夫

所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	源泉徴収税額
給与	上田産業㈱	7,000,000	299,900
雑(その他)	店頭FX 上田ハロー一㈱	720,000	0
源泉徴収税額の合計額			299,900

雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等
雑(その他)	店頭FX 上田ハロー一㈱	720,000	403,200

配偶者の氏名: 上田 雪子 (生年月日: 明・大 45.7.9)

扶養親族の氏名: 明・大 昭・平

所得の種類(雑所得)や種目(外国為替証拠金取引)の収入金額、必要経費を記入する。

- 住所・氏名を記入
- 現住所や氏名などを申告書の第一表、第二表に記入
- 源泉徴収票をもとに、控除金額を転記
- 社会保険・生命保険料控除や配偶者・扶養控除等の金額をそれぞれ転記する
- 会社名・収入金額・源泉徴収税額を転記
- 給与所得の「支払金額」を「収入金額」に転記。「源泉徴収税額」も転記し、合計額を記入する。
- 外貨保証金取引(外国為替証拠金取引)の収入金額などを記入
- 所得の種類(雑所得)や種目(外国為替証拠金取引)、収入金額、必要経費を記入する。



# 他の金融商品も運用している方へ

- ポイントとなる所得の区分
  - 株式売買は申告書B様式 & 分離課税用の申告書
  - 申告書A様式に記入するのは
  - 給与所得・配当所得・一時所得・雑所得の4所得
- 質問形式による申告書の自動選択 & 作成も可能です

申告書選択

■ 申告書を作成する

**年末調整済みの給与所得が1ヶ所の方**  
給与所得が1ヶ所で年末調整の内容に変更がない場合で、医療費控除などを受ける方は、こちらをクリックしてください。

医療費控除・住宅ローン控除  
寄附金控除・認定長期優良住宅控除  
雑損控除 など

→ この申告書を選ぶ

**左記に該当しない方**  
すべての所得・控除に対応する様式で作成します。  
年金・2ヶ所以上給与・事業・不動産・配当・譲渡等(株式・土地建物等)・雑・退職所得等、損失、予定納税などがある方はこちらをクリックしてください。

すべての所得・控除に対応する申告書B様式で出力(送信)します。

→ この申告書を選ぶ

→ 「年末調整済み」とは

**質問形式による申告書作成** | 初めて利用される方や、上記ボタンの選択がお分りにならない方はこちらをクリックしてください。 → 質問形式を選ぶ

# 確定申告しないとなぜわかる??

## 取引形態によらず支払調書の提出義務が

先物取引の種類		改正前		平成21年～	
		支払調書	提出方法	支払調書	提出方法
取引所取引	金融商品先物取引等 (例)くりっく365	あり	差金等決済のあった日の翌月末日までに取引ごとの情報を提出	あり	いずれかを選択 ①差金等決済のあった日の翌月末日までに取引ごとの情報を提出 ②差金等決済のあった日の属する年の翌年1月31日までに年間の取引の情報を提出
	商品先物取引				
店頭取引	金融商品先物取引等 (例)相対取引	なし	—		

ここが脱税の抜け穴だった…

- ▶ 税務署はあなたの取引内容を知っています
- ▶ ペナルティとなる無申告加算税 & 延滞税  
(重加算税 & 延滞税)を本来払う税金の他に払います……さらに、住民税も……

# 2012年の税制改正のポイント

## ■ 2012年1月1日からの取引が対象

取引所取引(くりっく365、大証FX)と同じ税制になります

店頭FX

一律20%の申告分離課税  
(所得税15%、住民税5%)

損失の3年間繰り越しが可能になります

他のデリバティブと損益通算が可能になります

店頭FX  
+100万円



取引所FX  
-50万円

内部通算  
(損益通算)

課税対象額 50万円



FX税制  
確定申告のツボはここだ  
See You !!

おしまい